

## 東員町商工会工業部会・建設部会・商業部会 技能資格等取得促進助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、東員町商工会工業部会部・建設部会・商業部会会員（以下、部会員という。）の、各種技能資格の取得を促進し、部会員の資質向上と事業発展、拡大に資するため、部会員の技能資格等の取得に関し受講経費の一部助成に関し必要な事項を定めるものとする。

### (助成対象)

第2条 この要綱における助成対象者は、部会員とその事業に従事する家族、従業員とする。但し、年度内に申請し取得した資格等に限る。

### (対象資格等)

第3条 この要綱における助成は、別紙内容に基づく資格等取得に関し、受講料の一部について助成を行う。但し、安全衛生教育等関係は除く。

### (助成の額)

第4条 この要綱における助成の額は次の額とする。 資格等受講料金の千円未満を切り捨てた金額か、5,000円のいずれか低い方の金額。

### (助成の上限)

第5条 この要綱における各部会員に対する助成申請の上限は、1部会員事業所、年度内申請額10,000円以内とする。

### (助成の順位)

第6条 助成の順位は申請書（様式1）により申請のあった先着とし、助成の総額に達した時、助成は終了する。

### (助成の総額)

第7条 この要綱での年度内（4月1日から翌3月31日）総額は、予算の範囲内で東員町商工会各部会幹事会において決定する。

### (助成の申請)

第8条 助成の申請は、次の書類を提出する。

- ① 申請書（様式1）
- ② 別紙：助成対象 技能講習一覧で支払った受講料金の領収書またはコピー（振込先が確認できる振込用紙）
- ③ 受講資格の種類が確認できる書類（受講票等のコピー等）

### (要綱の改廃)

第9条 この要綱の改廃は、東員町商工会各部会幹事会において行う。

附 則 この要綱は、令和7年度東員町商工会各部会第1回幹事会の日から施行し、令和7年8月20日から適用する。

別紙:助成対象 技能講習一覧 (R7年8月31日現在:随時更新)

No.	名称	No.	名称
01	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘作用）運転技能講習	26	船内荷役作業主任者技能講習
02	車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習	27	ボイラー取扱技能講習
03	車両系建設機械（解体用）運転技能講習	28	ボイラー据付け工事作業主任者技能講習
04	不整地運搬車運転技能講習	29	普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習
05	高所作業車運転技能講習	30	化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習
06	フォークリフト運転技能講習	31	木材加工用機械作業主任者技能講習
07	ショベルローダー等運転技能講習	32	プレス機械作業主任者技能講習
08	玉掛け技能講習	33	乾燥設備作業主任者技能講習
09	床上操作式クレーン運転技能講習	34	酸素欠乏危険作業主任者技能講習
10	小型移動式クレーン運転技能講習	35	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習
11	ガス溶接技能講習	36	特定化学物質等作業主任者技能講習
12	コンクリート破砕器作業主任者技能講習	37	鉛作業主任者技能講習
13	地山の掘削作業主任者技能講習	38	四アルキル鉛等作業主任者技能講習
14	土止め支保工作業主任者技能講習	39	有機溶剤作業主任者技能講習
15	ずい道等の掘削等作業主任者技能講習	40	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習
16	ずい道等の覆工作業主任者技能講習	41	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習
17	型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習	42	石綿作業主任者技能講習
18	足場の組立て等作業主任者技能講習	43	金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習
19	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習		
20	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習		
21	鋼橋架設等作業主任者技能講習		
22	コンクリート橋架設等作業主任者技能講習		
23	採石のための掘削作業主任者技能講習		
24	木造建築物の組立て等作業主任者技能講習		
25	はい作業主任者技能講習		

※助成対象となる講習につきましては、見直しを行い、変更となる可能性がありますので、ご了承ください。